

保育の実施を必要とする理由 **申込書にできるだけ具体的にご記入ください。**

- 雇用されている場合、勤務先・就労時間・就労日数など。
- 内職の場合、その仕事の内容・従事する時間など。
- 農業の場合、耕作面積（水稻・野菜・園芸など）については各面積、その他植林の手入れなど。
- 漁業の場合、家庭内外でどんな仕事（手伝い）をしているか。えさつけ・網の修理など。
- 出産の場合、予定日又は予定月など。
- 病人看護などによる場合は、誰が誰の看護にあたるかなど。

申込書に添付する書類

- 給与所得者は平成 19 年分給与所得の源泉徴収票（写し可）
- 入園児の両親及び同居している親族の就労証明書（源泉徴収票がある場合は、源泉徴収票を提出）
- 出産の場合は母子健康手帳の写し・病気などの場合は医師の診断書
- 平成 20 年 1 月 2 日以降に美波町へ転入される方は、転入前の住所地で平成 19 年度市町村民税の所得課税証明書の交付を受けてきてください。（源泉徴収票がある場合は、源泉徴収票を提出してください。）

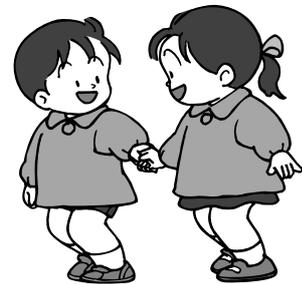
保育園入園申込書等必要書類をお渡しする場所

各保育園または子どもセンター・役場住民福祉課・由岐支所住民室

4 歳児・5 歳児については、保育園または日和佐幼稚園を選択することができます。
詳しくは子どもセンター（☎ 77 - 0133）にお尋ねください。

保育料に関すること

平成 20 年度の保育料については、詳しくは子どもセンター（☎ 77 - 0133）・由岐支所住民室（☎ 78 - 2212）へお尋ねください。[平成 20 年度の保育料を定める保育園徴収金(保育料)基準額表は、平成 20 年 3 月上旬頃確定予定です。]



児童に係る各種手当について

児童に係る各種手当についてみなさんご存じでしょうか？いずれの制度も自分から請求しなければ対象となりません。一度自分の受けている手当を見直し、請求を忘れていた方は早めに請求してください。

- 【児童手当】対象者** 児童を養育している方に支給されます。
所得制限があり、一定額以上の方には、支給されません。
- 支給期間** 児童が 12 歳に達した年度末まで
- 支給金額**
(月額) 3 歳未満 一律 10,000 円
3 歳以上 第 1・2 子 5,000 円
第 3 子以降 10,000 円
- 【児童扶養手当】対象者** 父と生計を共にしていない児童を養育している方に支給されます。
所得制限があり、一定額以上の方には、支給されません。
公的年金をうけられる場合は、支給されません。
- 支給期間** 児童が 18 歳に達した年度末まで
- 支給金額**
(月額) 児童数 1 人のとき 9,850 円～41,720 円
児童数 2 人のとき 14,850 円～46,720 円
児童数 3 人のとき 17,850 円～49,720 円
児童数 4 人以上 3 人の額に、1 人につき 3,000 円加算
いずれの場合も、所得によって変動します。
- 【特別児童扶養手当】対象者** 障害児を養育している方に支給されます。
所得制限があり、一定額以上の方には、支給されません。
- 支給期間** 20 歳の誕生日の前月まで
- 支給金額** お問い合わせください

お問い合わせ先 役場住民福祉課 児童福祉担当（☎ 77 - 3614）